

# 「広報くまとり」有料広告掲載申込書

令和 年 月 日

熊取町商工会長 様

申込者 住 所 \_\_\_\_\_  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ ㊟  
電話番号 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
担 当 者 \_\_\_\_\_

下記の通り、町広報「くまとり」に有料広告の掲載を申し込みます。

## 記

### 1 広告媒体

「広報くまとり」

### 2 広告内容

広報掲載希望号		広告掲載サイズ (別紙参照)
毎 月 申 請 欄	令和 年 月 号	号 告 告
複 数 月 申 請 欄	令和 年 月 号 から 令和 年 月 号 まで (計 回)	号 告 告
広告掲載料	円	

## 《注意事項》

- ◎ 広告は次のいずれかの要件にも該当しない場合に限り、掲載することができます。
  - ① 法令に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
  - ② 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
  - ③ 広報の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
  - ④ 政治、宗教又は思想に関する主張、批判等を内容とするもの
  - ⑤ 誹謗又は中傷をないようとするもの
  - ⑥ 虚偽又は誇大な表現を用いているもの
  - ⑦ 社会問題についての意見広告
  - ⑧ 投機心又は射幸心を著しくそそるおそれのあるもの
  - ⑨ 個人の氏名広告
  - ⑩ 町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
  - ⑪ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業のいずれかに該当するもの
  - ⑫ 事業を営むに際して必要とされる官公署の許認可等を受けていないもの
  - ⑬ 金融業務の広告については、町指定・収納代理金融機関以外のもの
  - ⑭ その他熊取町長が掲載することが適当でないものと認めるもの
  
- ◎ 広告の種類・規格・掲載料等は下記のとおりとなります。
  - ① 1号広告(横 9cm×縦 4.5cm) 12,000円/1回 (令和 8 年 5 月号より 15,000/1回)
  - ② 2号広告(横 18cm×縦 4.5cm) 15,000円/1回 (令和 8 年 5 月号より 20,000/1回)
  
- ◎ 原稿は広告のサイズにあわせて下記の仕様にて提出してください
  - ① 色刷は「黒」と「マゼンタ」の 2 色で指定すること。(アミ掛け、グラデーション可)
  - ② データ形式は、EPS 形式とし、Adobe Illustrator で作成すること。
  - ③ 文字等は、アウトライン加工すること。
  - ④ 納品前に必ずウイルスチェックを実施し、ウイルスのないことを確認すること。
  - ⑤ 原稿の提出は、広告掲載月の前々月の 25 日までにお願いします。
  
- ◎ 編集作業上、支障が生じた場合は、協議の上、掲載希望号の変更やサイズを変更させて頂く場合があります。
  
- ◎ 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。また、校正漏れによる内容の不備については、いかなる補償も行いません。校正は慎重に行うようにお願いします。
  
- ◎ 過去の広告のデータの保管を補償しません。提出の際は、データ等のコピーをしていただき、自己責任で必ず保管して下さい。なお、過去の広告データを再掲載する場合は、原則原稿を再提出していただきます。